

深山 順也

昭和一九年九月一日生

略歴

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、大泉第一中学校、都立富士高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。
昭和五七年 四月 判事補任官。以後、東京地裁、函館地裁、
公害等調整委員会事務局に勤務。
平成四年 四月 判事任官。以後、福岡高裁那珂支部、東京地
裁、東京高裁の判事として勤務するとともに、
法務省民事局参事官、大臣官房参事官、
大臣官房審議官、司法法制副長を務める。

一三四年 一月 東京地裁刑事部総括
一四年 九月 法務省民事局長
一七年 一〇月 東京高裁判事部総括
一八年 二月 さいたま地裁所長
一九年 三月 東京高裁長官
三〇〇年 一月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判

一 平成三〇年一二月一九日 大法廷判決
平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、
小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要
求に反する状態にあつたとはいえず、公職選舉法の規定が憲法
に違反するものということはできない。(多数意見)。

二 令和二年三月三〇日 第一小法廷判決
タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する
額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額
がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が〇円となる
こともあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条
の賃貸金が支払われたとはいえない(全員一致、裁判長)。

三 令和二年一月一八日 大法廷判決
令和元年七月一一日施行の参議院議員通常選挙について、選
挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至つて
いたところはできない(多数意見)。

四 令和三年一月二四日 大法廷判決

市長が孔子を祀った施設の所有法人に駅地の使用料全額を免
除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対
して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されても
やむを得ないので、憲法二〇条三項に違反する(多数意見)。

五 令和三年五月一七日 第一小法廷判決
労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規
制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、國
は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿閣
連疾患に罹患した労働者及び一人親方に對し、損害賠償責任を
負つ。

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を
建材に表示すべき義務を怠つたなどの判決で示す事情の下で
は、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿閣連疾患に罹患
した大工らに対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損
害賠償責任を負ふ(全員一致、裁判長)。

六 令和三年六月二三日 大法廷判決

夫婦が夫又は妻の氏の「ずれかを称する」と規定する民法七五
〇条及びこれを受けて結婚後に夫婦が称する氏を結婚の必要
的記載事項としている戸籍法七四条一号は、憲法二四条に違反
しない(多数意見、補足意見付付)。

裁判官としての心得

最終審かつ法解審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や
法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主
張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえ
て、公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべき
かを探索する姿勢で事件に取り組んでいます。